

被収容者の不服申立てに関する訓令を次のように定める。

平成18年5月23日

法務大臣 杉浦正健

被収容者の不服申立てに関する訓令

目次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 審査の申請及び再審査の申請（第4条―第11条）

第3章 事実の申告（第12条―第18条）

第4章 苦情の申出

第1節 法務大臣に対する苦情の申出（第19条―第24条）

第2節 監査官に対する苦情の申出（第25条―第30条）

第3節 刑事施設の長に対する苦情の申出（第31条―第35条）

第5章 補則（第36条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）第2編第2章第13節の規定による不服申立てに係る処理を適正に行うため必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において使用する用語は、法及び刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行令（平成18年政令第192号）において使用する用語の例による。

（準拠）

第3条 法第2編第2章第13節に規定する不服申立てについては、別に定めがあるもののほか、この訓令の定めるところによる。

第2章 審査の申請及び再審査の申請

（申請用紙の交付）

第4条 刑事施設の長は、被収容者が審査の申請をすることを希望する場合には、その旨の書面を提出するよう求め、その書面が提出されたときは、その被収容者に対

し、速やかに、別記様式第1号の用紙を交付するものとする。

(申請書の作成及び提出)

第5条 刑事施設の長は、審査の申請を行う書面（以下「申請書」という。）の作成の期間、場所等を指定するものとする。

2 刑事施設の長は、申請書を自書することができない者から刑事施設の職員が申請書を代書することを希望する旨の申出があった場合には、刑事施設の長が指名する職員に代書させるものとする。

3 刑事施設の長は、被収容者が二人以上共同して、又は他の者に代わって申請書を作成することを申し出た場合には、これを認めないものとする。

4 刑事施設の長は、被収容者が申請書の発送を申し出た場合には、職員に立ち会わせた上、その被収容者に、封筒に申請書を入れさせ、封かんを行わせた後、職員に提出させるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、申請書の作成及び提出に関し必要な事項は、矯正局長が定める。

(申請期間)

第6条 法第159条において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第3項の規定により審査の申請期間の計算をするに当たっては、同項の「送付に要した日数」に刑事施設において申請書の送付手続に要した日数を含めるものとする。

(補正)

第7条 法第159条において準用する行政不服審査法第23条の規定による補正は、申請書を提出した者（以下「申請人」という。）に補正命令書を送付することにより行うものとする。

(執行停止)

第8条 法第159条において準用する行政不服審査法第25条第2項の規定による執行停止は、書面により行うものとする。

2 審査庁である矯正管区の長は、前項の書面を、ファクシミリ装置その他隔地者間の通信手段で文字による通信内容の記録が受信者に提供されるものを用いて送信して差し支えない。

(裁決書の謄本の送付)

第9条 審査庁である矯正管区の長は、申請人が処分庁と異なる刑事施設に収容されている場合には、法第161条第2項において準用する行政不服審査法第51条第2項及び第4項の規定により裁決書の謄本を申請人及び処分庁に送付するほか、申請人が収容されている刑事施設の長にも送付するものとする。

2 刑事施設の長は、法第161条第2項において準用する行政不服審査法第51条第2項の規定により裁決書の謄本が申請人に送付されたときは、速やかにこれを交付するものとする。ただし、釈放その他の事由により申請人に裁決書の謄本を交付

できないときは、審査庁である矯正管区の長に返送する。

(審査の申請の取下げ)

第10条 刑事施設の長は、申請人が、審査の申請を取り下げを希望する場合には、その旨の書面を提出するよう求め、その書面が提出されたときは、その者に対し、別記様式第2号の用紙を交付するものとする。

2 刑事施設の長は、審査の申請の取下げを行う書面の作成の期間、場所等を指定するものとする。

3 審査庁である矯正管区の長は、前項の書面を受理したときは、審査の申請の処理を終結させるものとする。

4 審査の申請の取下げについては、前3項に規定するもののほか、第5条第2項及び第5項の規定の例による。

(再審査の申請)

第11条 再審査の申請については、第4条から前条までの規定の例による。この場合において、第4条第1項中「別記様式第1号の用紙」とあるのは「別記様式第3号の用紙」と、前条第1項中「別記様式第2号の用紙」とあるのは「別記様式第4号の用紙」とする。

第3章 事実の申告

(申告用紙の交付)

第12条 刑事施設の長は、被収容者が、矯正管区の長に対する事実の申告をすることを希望する場合には、その旨の書面を提出するよう求め、その書面が提出されたときは、その被収容者に対し、速やかに、別記様式第5号の用紙を交付するものとする。

(申告書の作成及び提出)

第13条 刑事施設の長は、矯正管区の長に対する事実の申告を行う書面（以下「申告書」という。）の作成の期間、場所等を指定するものとする。

2 申告書の作成及び提出については、前項に定めるもののほか、第5条第2項から第5項までの規定の例による。

(申告期間)

第14条 法第163条第3項において準用する行政不服審査法第18条第3項の規定により矯正管区の長に対する事実の申告期間の計算をするに当たっては、同項の「送付に要した日数」に刑事施設において申告書の送付手続に要した日数を含めるものとする。

(補正)

第15条 法第163条第3項において準用する行政不服審査法第23条の規定による補正は、申告書を提出した者（以下「申告人」という。）に補正命令書を送付することにより行うものとする。

(確認の結果の通知)

第16条 矯正管区の長は、法第163条第1項に規定する事実の有無について確認したときは、法第164条の規定によりその結果を申告人に通知するほか、申告に係る刑事施設の長に通知するものとする。

2 刑事施設の長は、通知書が申告人に送付されたときは、速やかにこれを交付するものとする。ただし、釈放その他の事由により申告人に通知書を交付できないときは、申告先である矯正管区の長に返送する。

(事実の申告の取下げ)

第17条 刑事施設の長は、申告人が、事実の申告を取り下げを希望する場合には、その旨の書面を提出するよう求め、その書面が提出されたときは、その者に対し、別記様式第6号の用紙を交付するものとする。

2 事実の申告の取下げについては、前項に規定するもののほか、第5条第2項及び第5項並びに第10条第2項及び第3項の規定の例による。

(法務大臣に対する事実の申告)

第18条 法務大臣に対する事実の申告については、第12条から前条までの規定の例による。この場合において、第12条中「別記様式第5号の用紙」とあるのは「別記様式第7号の用紙」と、前条第1項中「別記様式第6号の用紙」とあるのは「別記様式第8号の用紙」とする。

第4章 苦情の申出

第1節 法務大臣に対する苦情の申出

(申出用紙の交付)

第19条 刑事施設の長は、被収容者が、法務大臣に対する苦情の申出をすることを希望する場合には、その旨の書面を提出するよう求め、その書面が提出されたときは、その被収容者に対し、速やかに、別記様式第9号の用紙を交付するものとする。

(申出書の作成及び提出)

第20条 刑事施設の長は、法務大臣に対する苦情の申出を行う書面（以下「大臣申出書」という。）の作成の期間、場所等を指定するものとする。

2 大臣申出書の作成及び提出については、前項に定めるもののほか、第5条第2項から第5項までの規定の例による。

(処理の終結)

第21条 法務大臣に対する苦情の申出については、次に掲げる場合には、次条の決定をすることなく処理を終結させる。

- (1) 2人以上の被収容者が共同して作成した苦情の申出であることが判明したとき。
- (2) 所定の手続によることなく代書された苦情の申出であることが判明したとき。
- (3) 苦情の申出をした被収容者（以下「申出人」という。）が苦情の申出を取り下げたとき。
- (4) 申出人が釈放され、又は死亡したとき。

2 法務大臣に対する苦情の申出の趣旨が次の各号のいずれかに該当する場合には、その苦情の申出については、次条の決定をすることなく処理を終結させる。

- (1) 既に法務大臣又は監査官に対する苦情の申出に対する決定がなされた事項についての苦情であるとき。
- (2) 刑事施設から釈放されたことのある申出人について、その釈放前における刑事施設の措置についての苦情であるとき。
- (3) 申出人に対してなされた刑事施設の措置以外についての苦情であるとき。
- (4) 裁量権の範囲の逸脱又は濫用がないことが明らかな措置、申出人に対する影響が軽微な事実行為その他申出人の権利利益の侵害がないことが明らかな処遇について、自己の感想、希望又は意見を述べたものであるとき。
- (5) その趣旨が不明であるとき。

(決定)

第22条 法務大臣に対する苦情の申出が次の各号のいずれかに該当する場合は、不採択の決定を行う。

- (1) 苦情の申出に理由があると認められるが、既に是正措置が講じられているとき。
- (2) 苦情の申出に理由がないと認められるとき。

2 苦情の申出に理由があると認められる場合（前項第1号に該当する場合を除く。）は、採択の決定を行う。

3 刑事施設の長は、前項の規定による決定が行われた場合において、必要があると認めるときは、是正措置を執るものとする。

(処理の結果の通知)

第23条 第21条の規定により処理を終結させた場合又は前条の規定により決定が行われた場合においては、申出人を収容する刑事施設の長にその旨を通知するものとする。

2 申出人を収容する刑事施設の長と不服とする措置又は処遇が行われた刑事施設の長が異なる場合には、当該措置又は処遇が行われた刑事施設の長に対しても、前項と同様の通知をするものとする。

3 法第166条第3項の規定による通知は、前項の規定により通知を受けた刑事施設の長又はその指名する職員が、申出人に口頭で告知することによって行うものとする。

4 刑事施設の長は、被収容者の釈放その他の事由により申出人に前項の通知をすることができないときは、視察表又は刑事施設の長の定める帳簿等にその旨を記録するものとする。

(苦情の申出の取下げ)

第24条 刑事施設の長は、申出人が、苦情の申出を取り下げを希望する場合には、その旨の書面を提出するよう求め、その書面が提出されたときは、その者に対し、速やかに、別記様式第10号の用紙を交付するものとする。

2 前項の取下げについては、前項に規定するもののほか、第5条第2項及び第5項並びに第10条第2項の規定の例による。

第2節 監査官に対する苦情の申出

(事前告知)

第25条 刑事施設の長は、法第5条の規定により実地監査が行われるに当たっては、事前に、被収容者に対し、監査官に対する苦情の申出をすることができる旨を告知するものとする。

(書面による苦情の申出)

第26条 刑事施設の長は、被収容者が書面で監査官に対する苦情の申出をすることを希望する場合には、その旨の書面を提出するよう求め、その書面が提出されたときは、その被収容者に対し、速やかに、別記様式第11号の用紙を交付するものとする。

(申出書の作成及び提出)

第27条 刑事施設の長は、書面で監査官に対する苦情の申出をすることを希望する被収容者について、監査官に対する苦情の申出を行う書面（以下「監査官申出書」という。）の作成の期間、場所等を指定するものとする。

2 監査官申出書の作成及び提出については、前項に定めるもののほか、第5条第2項から第5項までの規定の例による。

(口頭による苦情の申出)

第28条 刑事施設の長は、被収容者が口頭で監査官に対する苦情の申出をすることを希望する場合には、その旨の書面を提出するよう求めるものとする。

2 監査官は、被収容者から苦情の申出の内容を聴取するときは、合理的に必要な範囲で、被収容者一人当たりの聴取時間等を定めることができる。

3 監査官は、国語による会話が困難な被収容者が、口頭による監査官に対する苦情の申出を行う場合において、刑事施設の職員による通訳を願い出たときは、これを許すことができる。

4 前項の規定により、通訳を行った刑事施設の職員は、苦情の申出の内容を当該刑事施設の他の職員に漏らしてはならない。

(処理の終結)

第29条 監査官は、実地監査を命じられた刑事施設における苦情の申出をした被収容者に対する刑事施設の長の措置その他当該被収容者が受けた処遇以外の事項について苦情の申出を受けたときは、決定することなく処理を終結させる。

(法務大臣に対する苦情の申出の規定の準用)

第30条 監査官に対する苦情の申出については、第25条から前条までに規定するもののほか、第21条から第24条までの規定の例による。この場合において、同条第1項中「別記様式第10号の用紙」とあるのは「別記様式第12号の用紙」とする。

第3節 刑事施設の長に対する苦情の申出

(申出用紙の交付等)

第31条 刑事施設の長は、被収容者が書面で刑事施設の長に対する苦情の申出をすることを希望する場合には、その旨の書面を提出するよう求め、その書面が提出されたときは、その被収容者に対し、速やかに、刑事施設の長に対する苦情の申出を行う書面（以下「施設長申出書」という。）の用紙を交付するものとする。

2 刑事施設の長は、被収容者が口頭で刑事施設の長に対する苦情の申出をすることを希望するときは、その旨及び苦情の申出の趣旨を記載した書面を提出させるものとする。

3 施設長申出書の用紙の様式は、刑事施設の長が定めるものとする。

(申出書の作成及び提出)

第32条 刑事施設の長は、書面で刑事施設の長に対する苦情の申出をすることを希望する被収容者について、施設長申出書の作成の期間、場所等を指定するものとする。

2 施設長申出書の作成及び提出については、前項に定めるもののほか、第5条第2項、第3項及び第5項の規定の例による。

(処理の結果の通知)

第33条 法第168条第4項において準用する法第166条第3項の規定による通知は、刑事施設の長又はその指名する職員が、苦情の申出をした被収容者に口頭で告知することによって行う。

2 刑事施設の長は、被収容者の釈放その他の事由により当該被収容者に処理の結果の通知をすることができないときは、視察表又は刑事施設の長の定める帳簿等にその旨を記録するものとする。

(是正措置等)

第34条 刑事施設の長は、刑事施設の長に対する苦情の申出に理由があると認められる場合において、必要があると認めるときは、是正措置その他必要な措置を執るものとする。

(法務大臣に対する苦情の申出の規定の準用)

第35条 刑事施設の長に対する苦情の申出については、第32条から前条までに規定するもののほか、第21条及び第24条の規定の例による。この場合において、同条第1項中「別記様式第10号の用紙」とあるのは「刑事施設の長が定める用紙」とする。

第5章 補則

(労役場留置者及び監置場留置者)

第36条 労役場留置者又は監置場留置者による審査の申請、再審査の申請、矯正管区の長又は法務大臣に対する事実の申告及び苦情の申出については、この訓令中の被収容者に関する規定を準用する。

附 則

この訓令は、法の施行の日（平成18年5月24日）から施行する。

附 則〔平成19年法務省矯総訓第3361号大臣訓令〕

この訓令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行の日（平成19年6月1日）から施行する。

附 則〔平成28年法務省矯総訓第1号大臣訓令〕

（施行期日）

- 1 この訓令は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

（経過措置）

- 2 刑事施設の長の措置についての審査の申請又は再審査の申請であってこの訓令の施行前にされた措置に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 刑事施設の職員による行為についての事実の申告であってこの訓令の施行前にされた行為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則〔平成30年法務省矯総訓第1号大臣訓令〕

この訓令は、平成30年3月1日から施行する。

附 則〔令和3年法務省矯総訓第6号大臣訓令〕

この訓令は、令和3年9月1日から施行する。

取下書（審査の申請）



矯正管区長 殿

私が提出した次の審査の申請を取り下げます。

取 下 日	年 月 日
氏 名	(指印不要)
収容刑事施設	
審査の申請 をした日等	<input type="checkbox"/> 上記取下日までに提出した 全ての審査の申請 <input type="checkbox"/> _____年 月 日から _____年 月 日までの間に提出した 審査の申請 <input type="checkbox"/> _____年 月 日に提出した審査の申請 <input type="checkbox"/> その他 (_____ _____ _____)

※□に✓をし、____に
必要事項を記入するこ
と

ふとわくない きにゆう
※太枠内に記入すること。

取 下 書 （ 再 審 査 の 申 請 ）

法務大臣 殿

私が提出した次の再審査の申請を取り下げます。

取 下 日	年 月 日
氏 名	(指印不要)
収容刑事施設	
再審査の申請 をした日等 <small>※□に✓をし、___に 必要事項を記入するこ と</small>	<input type="checkbox"/> 上記取下日までに提出した 全ての再審査の申請 <input type="checkbox"/> _____年 月 日から _____年 月 日までの間に提出した 再審査の申請 <input type="checkbox"/> _____年 月 日に提出した再審査の申請 <input type="checkbox"/> その他 (_____ _____ _____)

ふとわくない きにゆう
 ※太枠内に記入すること。

申 告 の 理 由

A large rectangular area with a solid black border, containing 20 horizontal dashed lines for writing.

取下書（矯正管区の長に対する事実の申告）



矯正管区長 殿

私が提出した次の矯正管区の長に対する事実の申告を取り下げます。

取 下 日	年 月 日
氏 名	(指印不要)
収容刑事施設	
事実の申告 をした日等 <small>※□に✓をし、___に 必要事項を記入するこ と</small>	<input type="checkbox"/> 上記取下日までに提出した 全ての矯正管区の長に対する事実の申告 <input type="checkbox"/> _____年 月 日から _____年 月 日までの間に提出した 矯正管区の長に対する事実の申告 <input type="checkbox"/> _____年 月 日に提出した 矯正管区の長に対する事実の申告 <input type="checkbox"/> その他 (_____ _____ _____)

ふとわくない きにゆう
 ※太枠内に記入すること。

事 実 再 申 告 書

法務大臣 殿

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第165条第1項の規定により、法務大臣に対し、事実の申告をします。

申告日 _____年____月____日

原 通 知	事 実 の 申 告 の 事 案 番 号	_____管_____年(事)第_____号
	事 実 の 申 告 の 通 知 が あ っ た 日	_____年____月____日

申 告 す る 事 実	該 当 条 項 <small>※括弧内は法163条1項の該当号 ※該当する□に✓を すること</small>	<input type="checkbox"/> 身体に対する違法な有形力の行使(1号) <input type="checkbox"/> 違法又は不当な捕縄、手錠又は拘束衣の使用(2号) <input type="checkbox"/> 違法又は不当な保護室への収容(3号)
	申 告 の 趣 旨 <small>※どこで、どのような行為がなされたのかを簡潔に記入すること ※不服とする理由は裏面に記入すること</small>	

氏 名 ・ 性 別	(指印不要)	男 ・ 女
生 年 月 日 ・ 年 齢	年 月 日生	歳
収 容 刑 事 施 設		

※1枚の事実再申告書につき1個の原通知のみ記入し、2個以上の事実の申告をする場合には、新たに事実再申告書の交付を受けて行うこと。

※申告事項の特定が困難になるため、表面、裏面共に必ず太枠内に記入すること。太枠の外に記載された内容については、申告に係る記載として取り扱わないことがあるので留意すること。

申 告 の 理 由

A large rectangular area for writing, bounded by a solid black line. The interior is filled with horizontal dashed lines, providing a guide for text entry.

取下書（法務大臣に対する事実の申告）

法務大臣 殿

私が提出した次の法務大臣に対する事実の申告を取り下げます。

取 下 日	年 月 日
氏 名	(指印不要)
収容刑事施設	
事実の申告 をした日等 <small>※□に✓をし、___に 必要事項を記入するこ と</small>	<input type="checkbox"/> 上記取下日までに提出した 全ての法務大臣に対する事実の申告 <input type="checkbox"/> _____年 _____月 _____日から _____年 _____月 _____日までの間に提出した 法務大臣に対する事実の申告 <input type="checkbox"/> _____年 _____月 _____日に提出した 法務大臣に対する事実の申告 <input type="checkbox"/> その他 (_____ _____ _____)

ふとわくない きにゆう

※太枠内に記入すること。

苦情申出書（法務大臣）

法務大臣 殿

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第166条第1項の規定により、法務大臣に対し、苦情の申出をします。

申出日

_____年_____月_____日

不服とする措置又は処遇	措置又は処遇が行われた（又は開始された）日 （複数の日を記載しないこと）	_____年_____月_____日	
	措置又は処遇が行われた刑事施設		
	措置又は処遇が行われた場所		
	措置又は処遇の内容 （どのような措置又は処遇がなされたのかを簡潔に記入し、補足事項がある場合には裏面に記入すること）		
氏名・性別	(指印不要)		男・女
生年月日・年齢	年 月 日生		歳
収容刑事施設			

※1枚の苦情申出書につき1個の措置又は処遇に関する不服のみ処理がなされるので、不服とする措置又は処遇が2個以上ある場合には、新たに苦情申出書の交付を受けること。

※不服とする措置又は処遇の特定が困難になるため、必ず太枠内に指定された事項を記入すること。太枠の外や指定された枠以外に記載された内容については、申出に係る記載として取り扱わないことがあるので留意すること。

※法務大臣に対する苦情の申出をする場合には、必ずこの用紙を使用すること（便箋等の別の用紙に記載しないこと）。

Large empty area with horizontal dashed lines for writing.

※表面の「措置又は処遇の内容」を補足する内容のみ記入すること。それ以外の措置又は処遇
について不服がある場合には、必ず新たに苦情申出書の交付を受けて行うこと。

※表面の「措置又は処遇の内容」を補足する内容以外の内容について記入してある場合には、
その内容については苦情の申出として処理されない場合がある。

取下書（法務大臣に対する苦情の申出）

法務大臣 殿

私が提出した次の法務大臣に対する苦情の申出を取り下げます。

取 下 日	年 月 日
氏 名	(指印不要)
収容刑事施設	
苦情の申出 をした日等 <small>※□に✓をし、___に 必要事項を記入するこ と</small>	<input type="checkbox"/> 上記取下日までに提出した 全ての法務大臣に対する苦情の申出 <input type="checkbox"/> _____年 月 日から _____年 月 日までの間に提出した 法務大臣に対する苦情の申出 <input type="checkbox"/> _____年 月 日に提出した 法務大臣に対する苦情の申出 <input type="checkbox"/> その他 (_____ _____ _____)

ふとわくない きにゆう
※太枠内に記入すること。

苦情申出書（監査官）

監査官 殿

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第167条第1項の規定により、監査官に対し、苦情の申出をします。

提出日

_____年_____月_____日

不服とする措置又は処遇

措置又は処遇が行われた（又は開始された）日
（複数の日を記載しないこと）

_____年_____月_____日

措置又は処遇が行われた刑事施設

措置又は処遇が行われた場所

措置又は処遇の内容
（どのような措置又は処遇がなされたのかを簡潔に記入し、補足事項がある場合には裏面に記入すること）

氏名・性別

（指印不要）

男・女

生年月日・年齢

年 月 日生

歳

収容刑事施設

※1枚の苦情申出書につき1個の措置又は処遇に関する不服のみ処理がなされるので、
不服とする措置又は処遇が2個以上ある場合には、新たに苦情申出書の交付を受けること。

※不服とする措置又は処遇の特定が困難になるため、必ず太枠内に指定された事項を記入
すること。太枠の外や指定された枠以外に記載された内容については、申出に係る記載とし
て取り扱わないことがあるので留意すること。

※監査官に対する苦情の申出をする場合には、必ずこの用紙を使用すること（便箋等の別
の用紙に記載しないこと）。

補 足 記 載

※表面の「措置又は処遇の内容」を補足する内容のみ記入すること。それ以外の措置又は処遇
について不服がある場合には、必ず新たに苦情申出書の交付を受けて行うこと。

※表面の「措置又は処遇の内容」を補足する内容以外の内容について記入してある場合には、
その内容については苦情の申出として処理されない場合がある。

取下書（監査官に対する苦情の申出）

監査官 殿

私が申し立てた次の監査官に対する苦情の申出を取り下げます。

取 下 日	年 月 日
氏 名	(指印不要)
収容刑事施設	
<p>苦情の申出をした日等</p> <p>※□に✓をし、__に必要事項を記入すること</p>	<p><input type="checkbox"/> 上記取下日までに申し立てた全ての監査官に対する苦情の申出</p> <p><input type="checkbox"/> ____年 ____月 ____日に申し立てた監査官に対する苦情の申出</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (_____)</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

ふとわくない きにゆう

※太枠内に記入すること。